

第 2 号議案 東三河都市計画道路の変更について

意見書の要旨及び都市計画決定権者の見解

縦 覧 期 間	令和 8 年 4 月 10 日から令和 8 年 4 月 24 日まで
縦 覧 場 所	愛知県都市・交通局都市基盤部都市計画課及び新城市役所
意見書提出状況	1 通

番号	意見書の要旨	都市計画決定権者の見解
1. 幅員構成に関すること		
	<p>計画幅員が25mから15mへ変更されることに伴い、自転車道2.5mから自転車通行帯1.5mへ縮小され、自転車の安全走行を確保することを考えると幅員構成の再検討が必要ではないか。 〈1通〉</p>	<p>都市計画道路の幅員につきましては、その道路に必要とされる機能に応じた幅員構成を決定しております。平成19年改正の道路交通法において、自転車は原則車道の左側を走行することとなっており、本道路の自転車通行帯は、道路構造令等に基づき、幅員を1.5mとしております。</p>